

応募規定

■ 応募資格

どなたでも応募できます。(1人につき1点まで)

■ 応募内容

- ・ 韮東交通・交流拠点と韮西交通・交流拠点それぞれの愛称(2施設セットでの応募のみ)
- ・ 命名理由(愛称に込めた思いなど)

■ 愛称の条件

- 応募作品は未発表のものとし、次のいずれかに該当する場合は審査の対象外とします。
- ・ 必要事項に記載漏れがあるもの
 - ・ 愛称が公序良俗に反するもの
 - ・ 企業名や個人名が記載されたもの
 - ・ 第三者の著作権や商標権等の知的財産権を侵害するもの

■ 留意事項

- ・ 愛称は漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベットまたは数字を使用してください。
- ・ 応募に係る経費は、応募者の負担とします。
- ・ 採用された愛称は、趣旨を損なわない範囲で変更する場合があります。
- ・ 採用された愛称に係る一切の権利は、福山市に帰属するものとします。
- ・ 応募内容に虚偽が判明した場合は、採用決定後であっても採用を取り消す場合があります。
- ・ 応募者の個人情報、本募集以外の目的には使用しません。

選考方法

福山市韮地区東西交通・交流拠点名称選定委員会により、応募作品の中から1点を選定し、愛称を決定します。

発表

採用される愛称の応募者は、愛称とその命名理由とともに、名前(ニックネーム可)と市区町村名、年齢を市ホームページ等で発表します。(令和8年10月頃の予定)

応募用紙			
住所 連絡先	〒		
	電話番号	メールアドレス	
フリガナ			年齢
名前	※ニックネーム可		
拠点	韮東交通・交流拠点	韮西交通・交流拠点	
フリガナ			
愛称			
命名理由			
※愛称に込めた 思いなど			